運転手

自 動 車 運 転 契 約 書

　伊勢市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和７年 　 月 　 日から令和７年 　 月 　 日まで　　日間

２　契約金額

　　　　　　　　　　　（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　　この請求に基づく契約金額について、乙は、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき伊勢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、伊勢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は伊勢市には請求できない。

令和７年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　 甲　　伊勢市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　 乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞